

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

越前市長 山田 賢一

#### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
森久町・瓜生野町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 4 年 2 月 1 0 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
中心経営体数  
個人：1 経営体  
法人：2 経営体  
任意組織：1 経営体  
※協議の結果、個人 1 経営体を新たに追加
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方  
法人 A を中心経営体とし、農地集積を図る。特別栽培米の生産に取り組み、農作物の高付加価値化を図る。